

令和5年度第1回石狩市文化財保護審議会 議事録

日 時 令和5年7月24日(月) 13:30~14:45

会 場 石狩市役所 本庁舎 3階 庁議室

出席者

<委員> 三 島 照 子 会長
百 瀬 響 副会長
鈴 木 明 彦 委員
三 浦 泰 之 委員
加 藤 和 子 委員
若 林 真紀子 委員
久保田 陽 子 委員
※高瀬 克範 委員は欠席

<事務局> 生涯学習部文化財課

課長 小 島 工
主査・学芸員 志 賀 健 司
主査 作 田 洋 二
主任・学芸員 荒 山 千 恵
主事・学芸員 坂 本 恵 衣

傍聴者 0名

■議事

【作田主査】

本日は、石狩市文化財保護審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。開催のご案内を差し上げたところ、高瀬委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、委員8名のうち、7名の委員の方にご出席いただいておりますことから、石狩市文化財保護条例施行規則第4条第2項、の規定により、只今から令和5年度第1回石狩市文化財保護審議会の会議を開催いたします。

まず、事務局より本年度の人事異動により新たに文化財課に配属となった職員を紹介させていただきます。

《小島自己紹介》

【作田主査】

なお、このほかに本日は出席しておりませんが、私共5名のほかに再任用職員の工藤主任を合わせて6名が文化財課の担当となりますのでよろしく願いいたします。それでは開催にあたり三島会長よりご挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

【三島会長】

皆さまこんにちは。令和5年度第1回の審議会ですが、昨年の報告や今年度の報告をいただきたいと思います。円滑に進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

【作田主査】

三島会長ありがとうございました。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

- ・次第
- ・文化財保護審議会委員名簿
- ・令和4年度文化財保護事業（報告）
- ・令和5年度文化財保護事業
- ・文化財指定までの流れ（裏面に文化財保護法抜粋）
- ・石狩市文化財保護条例
- ・石狩市文化財保護条例施行規則
- ・いしかり砂丘の風資料館だより「エスチュアリ」No.65

不足ございませんでしょうか。

それでは、この後の議事進行につきましては、三島会長にお願いいたします。

【三島会長】

それでは次第の「報告事項」について、事務局より説明願います。

【荒山主任】

令和4年度文化財保護事業についてご報告いたします。

令和5年3月9日開催の審議会で年度途中までの実績等を説明させていただいており、皆様にお配りした資料には、令和4年度の確定した部分を網掛けで表示しておりますので、その部分についてのみ説明させていただきます。

《「令和4年度文化財保護事業（報告）」について資料に基づき、更新部分を説明。》

【三島会長】

ありがとうございます。只今、報告ありました「令和4年度文化財保護事業」について、ご質問等ある方は挙手のうえ、ご発言願います。

【鈴木委員】

よろしいでしょうか。6ページのところの寄贈資料について、化石・遺物・礫21点とありますが、例えば化石については石狩地域のものなのかどこのものが寄贈されたのかわかる範囲で教えていただけませんか。

【荒山主任】

こちらの資料については厚田区在住の方からご寄贈いただきまして、かつて、国道231号線の工事により崖の山肌が露出していたときに、寄贈者のお母様が採集されて持っていたものをご寄贈いただきました。

【鈴木委員】

どんなものがあったのでしょうか。

【志賀主査】

化石としましては、「ワタゾコウリガイ」「サザナミソデガイ」「ヤスリツノガイ」などです。いずれも露頭から直接採ったものではないので、確実ではありませんが、おそらく望来層由来のものではないかと考えられます。

【鈴木委員】

そうですね。道路工事だと多分違う岩石や地層になるので、あまり報告されていないものかなと思いましたが、資料館にあるのと同系統のものということですね。

【志賀主査】

とりわけ目新しいものというわけではありませんでした。

【鈴木委員】

わかりました。ありがとうございます。

【三島会長】

ほかにご質問等ございませんか

ないようですので次に、「令和5年度文化財保護事業」について説明願います。

【荒山主任】

令和5年度文化財保護事業について、6月末までの実績等についてご説明いたします。

《「令和5年度文化財保護事業」について資料に基づき、説明。》

【荒山主任】

なお、前回（令和4年度第2回）の文化財保護審議会の際に、ご質問・ご意見等ございました紅葉山33号遺跡の解説看板につきましては、解説文の墨入れを行い、文字が読める状態となっております。

【三島会長】

ありがとうございます。只今説明のありました「令和5年度文化財保護事業」について、質疑応答を行います。質疑等ある方は挙手のうえ、ご発言願います。

【三島会長】

ないようですので、それでは次に「文化財指定までの流れについて」事務局より説明願います。

【小島課長】

それでは資料に基づき、改めて「文化財指定までの流れについて」ご説明させていただきます。お手元の資料は文化財指定までの流れをフローチャートで示したものになります。裏面には、文化財保護法を抜粋し、文化財の定義を記載しており、その他、市の文化財保護条例及び保護条例施行規則をお配りしております。ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、委員の皆様方と共通認識を図るうえでも改めてご説明させていただきます。

言うまでもなく、文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、こんにちまで守り伝えられてきた貴重な国民の財産であります。文化財の定義は、文化財保護法において定

められており、石狩市文化財保護条例第3条では、「文化財の所有者その他の関係者及び市民は、文化財が貴重な市民の財産であることを自覚し、その保存及び文化的活用に努めなければならない。」とあります。同条例第5条では、「教育委員会は、市内に所在する文化財のうち、(中略)市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを、所有者(中略)の同意を得て、市の文化財に指定することができる。」と定めております。

文化財の指定までの流れで、最初に行わなければならないことは、「文化財候補の調査・選定」であります。市内に所在する文化財を可能な限り把握することは、市の文化財保護行政として重要な業務であり、市民や委員皆様方からの情報提供やご協力をいただきながら、私共文化財課の職員が日々行っているところであります。

本年3月開催の文化財保護審議会において、三島会長より市の指定文化財の候補についてご提案をいただいております。また、高瀬委員からも、石狩のポテンシャルを考えると、まだまだ市の指定文化財となりうるものがたくさんあり、市の指定文化財をもっと増やしてもいいのではないかとのご意見をいただいております。

私共文化財課といたしましては、市内に所在する文化財を、市の文化財として指定する・しないにかかわらず、文化財候補の調査・選定業務は、当然行うべき業務であると認識しており、現在その調査を進めているところであります。市内に所在する文化財の範囲や数などは、相当数にのぼることから、文化財の指定となる前段の「文化財候補の調査・選定」にはある程度の時間を要するものと思われまます。

実際に市の文化財に指定しようとするときは、石狩市文化財保護条例施行規則により、文化財保護審議会の意見を聴く、いわゆる諮問を行い、審議会での審議や現地調査など、審議会の開催を複数回行う必要があると想定されます。また、審査に必要な場合は外部有識者からの意見聴取等も必要であると考えております。文化財保護審議会の審査において、市の指定文化財として妥当であるとの答申をいただいた場合は、その後の教育委員会会議で審議され、最終決定となる、という流れになります。このように、市の指定文化財となるまでには、様々な段階を踏まなければならないことから、その際には委員皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、文化財指定までの流れについて説明させていただきましたが、本議題につきまして、委員皆様方からご意見をいただきましたと思いますのでますのでよろしく願いいたします。

【三島会長】

只今説明のありました「文化財指定までの流れ」について、質疑、ご意見等ある方は挙手のうえ、ご発言願います。

【百瀬副会長】

文化財指定までの流れの中で「諮問」とありますが、これは我々審議委員が出席するものなのでしょうか。

【小島課長】

一般的には教育長に対して文書を提出するということになりますが、大体の場合は会長が代表してお渡しいただくということになるかと思います。

【百瀬副会長】

そうすると、委員に対して公開されるのは審議会ということになるのでしょうか。

【小島課長】

それは指定候補の公開ということでお間違いないでしょうか。

【百瀬副会長】

そうです。

【小島課長】

そういった流れになるかと思います。

【百瀬副会長】

はい、わかりました。ありがとうございます。

【三島会長】

ほかにご質問等ございませんか。

私からよろしいでしょうか。私から3月に文化財にしてはいかがでしょうかということ
で案を出させていただきましたが、時間がかかるのはわかるのですが、どれくらいのスケジ
ュールで進むのでしょうか。

【小島課長】

現段階で具体的にいつまでということをお願いしていくところではありますが、できるだ
け速やかに進めたいと考えております。

【三島会長】

いつまでというか、こういうのがあって指定してはいかがでしょうかという意見を申し
上げた際に、調べに取りかかったりというのはすぐにはしていただけるのでしょうか。それは
資料館の学芸員の皆さんが様々な業務がある中とは承知しておりますが、速やかに着手し
ていただけるということですか。

【小島課長】

はい。

【三島会長】

具体的にわかりませんか。

【百瀬副会長】

平均何か月かかるとかですよ。

【三島会長】

そうですね。

【百瀬副会長】

何年とかかるんでしょうか。

【小島課長】

今現在調査に取りかかっているところではあるのですが、例えば今年度末までに指定候補を出すというのは現実的には難しいと思います。ですが、前回3月の審議会で提出いただいた案もごございますので、それについてはある程度の中間報告は出させていただきたいと考えております。

【三島会長】

はい、お待ちしております。よろしくお願いいたします。

ほかに質問はないでしょうか。ないようですので、それでは最後に「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【小島課長】

事務局からは特にございません。

【三島会長】

委員の皆様方から何かございますか。

ないようですので、以上で本日の会議を終了いたします。

【作田主査】

事務局よりご連絡いたします。

本日の議事録につきましては、整いましたら三島会長にご確認いただきますので、宜しく

お願い致します。

今後ともお気づきの点などありましたら、随時事務局の方までお寄せいただければ幸いです。本日はありがとうございました。

令和5年8月22日

石狩市文化財保護審議会

会長 三島 照子 